

青森県教育委員会第735回定例会会議録

期 日 平成22年4月7日（水）

場 所 教育庁教育委員会室

議事目録

- 報告第1号 青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例第二条ただし書に規定する特別の事由がある場合を定める規則について
- 議案第1号 県立高等学校の学科の設置及び廃止について・・・・・・・・・・原案決定
- 議案第2号 青森県文化財保護審議会委員の人事について・・・・・・・・・・原案決定
- そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

委員長選挙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・委員長 鈴木秀和

平成22年4月7日（水）

- ・開会 午後3時00分
- ・閉会 午後3時40分
- ・出席者の氏名
鈴木秀和、福島哲男、島康子、高橋幸江、清野暢邦、橋本都（教育長）
- ・説明のために出席した者の職
川村教育次長、白石教育次長、川村参事、教育政策・学校教育・教職員・生涯学習・スポーツ健康・文化財保護各課長
- ・会議録署名委員
福島委員、清野委員
- ・書記
鈴木学、中村尚吾

会 議

議事

報告第1号 青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例第二条ただし書に規定する特別の事由がある場合を定める規則について

(事務局説明 赤坂学校施設課長)

青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例第二条ただし書に規定する特別の事由がある場合を定める規則について報告する。

国会において審議されていた「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」については、去る3月31日に参議院本会議において可決成立し、翌4月1日から施行された。

この法律は、公立高等学校の授業料について、徴収しないことが生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由がある場合を除き、不徴収とするとともに、私立高等学校等については、国が高等学校等就学支援金を支給することにより、家庭教育費負担の軽減を図る、というものである。

この法律が施行された場合に備え、去る2月定例県議会において「青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例」を改正して、法律の規定と同様に、「特別の事由がある場合」を除き県立高等学校の授業料及び受講料を徴収しない、としたところである。

今般の規則は、この「特別の事由がある場合」について定めるものであるが、授業料無償化は4月1日から実施される制度であり、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、制定したのでここに報告するとともに規則の内容について説明する。

この「特別の事由がある場合」について、文部科学省では、「一度高等学校を卒業したことがある場合」と、「修業年限を超えて在学している場合」いわゆる留年生が考えられる、と説明していることから、本県においても、これらの場合を「特別の事由がある場合」と定め、第2条第1項に規定したものである。

なお、留年生については、留年に至った要因は生徒により様々であり、例えば、休学や留学をしたことにより留年した場合や、病気・怪我などで欠席日数が多くなり結果的に留年した場合など、いわば「本人の責め」によらない場合も多いため、留年生であるからと一律に対象外にするのではなく、やむを得ない事由により留年した生徒は救済できるよう、第2条第2項において規定したものである。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

(福島委員)

本県の高等学校における授業料免除の状況はどのようになっているか。

(赤坂学校施設課長)

生活困窮などの理由により、平成20年度の授業料免除の対象者は延べ4,668人となっている。これを全生徒の占める割合で見ると13.9%となる。

(高橋委員)

留年生については、本県では何人くらいいるのか。

(赤坂学校施設課長)

過去3年の平均で見ると、65人程度となっている。その内訳は、全日制が15人、定時制が6人、通信制が44人である。

しかし、留年生の大部分は、休学、留学、病気を起因として留年した生徒であるため、「やむを得ない事由」に該当せずに徴収することとなるのは極めて少数と見込まれる。

(清野委員)

「やむを得ない事由」を判断するのは、教育長なのか学校長なのか。

(赤坂学校施設課長)

できるだけ早い時期に手続きに関する要領を作成する予定であるが、生徒の事情は様々であり、当面は教育長による判断と考えている。

(橋本教育長)

授業料免除の場合と同様に考えれば、生徒の状況を最も把握しているのは学校長であるため、こちらで判断する場合でも学校長の意見を踏まえた上で判断することとなる。

(島委員)

各学校にはどのように周知するのか。

(赤坂学校施設課長)

速やかに周知したいと考えており、明日4月8日から4月13日にかけて、県内5地区で行われる校長会の会議に出向いて「特別の事由」の内容等について直接説明するとともに、国から送付された各生徒数分の授業料無償化のチラシを配付する予定である。

(鈴木委員長)

他に意見、質問はあるか。

なければ、報告第1号については了解した。

議案第1号 県立高等学校の学科の設置及び廃止について

(奈良教職員課長)

平成20年8月に策定した「県立高等学校教育改革第3次実施計画」において、農業、工業、商業の各職業学科については、社会の変化と多様な進路志望に対応した学科改編を進めることとしている。このうち、農業、商業については、昨年6月に説明し、平成22年度の高校入試の募集に反映させたところである。工業高校については、平成23年度以降に学級減を予定しており、1学科1学級の学科がほとんどであることから、今後の学級減にあわせて学科改編を実施することとし、これに伴う学科の設置及び廃止を行うものである。

まず、青森工業高校については、現在、青森市野内地区に平成23年度の移転を目指し、改築工事を進めているが、旧3市で唯一土木系学科が設置されていない状況を踏まえ、校舎移転と同時に、土木に関する教育内容に加え、環境やエネルギーについても学習する「都市環境科」を新設するものである。その際には、2学級ある「建築科」を1学級に学級減することとしている。

五所川原工業高校については、中学校卒業者数の減少に対応し、平成23年度に学級減を行うこととし、生徒の志願・入学状況、進路状況、地域の産業動向等を総合的に勘案し、「電子科」を募集停止するものである。なお、募集停止する学科の施設・設備については、他の学科の教育課程を見直し活用することとし、可能な限り生徒の進路選択幅を確保することとしている。

次に、十和田工業高校の「機械科」については、これまで学習してきた機械に関する教育内容に加え、電気自動車などの次世代の電動機や燃料電池、太陽光など、環境やエネルギーについて幅広く学習することとし、平成23年度に「機械・エネルギー科」へ改編するものである。

また、むつ工業高校の「設備システム科」については、従来の設備に関する教育内容に加え、地熱や太陽光などの新エネルギーを利用した設備のしくみなど、環境やエネルギーについても学習し、地域産業の担い手として対応できる人材の育成を図ることとし、平成23年度に「設備・エネルギー科」へ改編するものである。

学科の設置の時期は、平成23年4月1日である。また、廃止の時期は、平成23年3月31日であるが、当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間は、存続するものである。

これ以降の工業高校の学科改編の予定については、平成25年度の実施予定となるが、弘前工業高校については、中学校卒業者数の減少に対応し、平成25年度に学級減を行うこととし、生徒の志願・入学状況、進路状況、地域の産業動向等を総合的に勘案し、「電子機械科」を募集停止する予定である。

また、十和田工業高校についても、中学校卒業者数の減少に対応し、平成25年度に学級減を行うこととし、先程説明した「機械・エネルギー科」を学級減し、5学科体制を維持し、生徒の進路選択幅を確保することとしている。

八戸工業高校の学科については、平成25年度の南部工業高校の募集停止に伴い、今後

設置する両校からなる統合準備委員会での意見等を踏まえ検討することとしているので、内容が決まり次第説明したい。

以上が、工業高校の学科改編に伴う学科の設置及び廃止の内容だが、中学生の進路選択のため、できる限り早い公表が望ましいことから、本定例会に諮ったものである。決定後は、速やかに公表する予定である。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

(島委員)

全体として、環境・エネルギー関連の学科が設置された印象があるが、これは全国的な動向による対応なのか、それとも本県独自の対応なのか。

また、十和田工業高校では「機械・エネルギー科」、むつ工業高校では「設備・エネルギー科」となっているがその違いは何か。

(奈良教職員課長)

平成21年3月に公示された高等学校の新学習指導要領において、工業の教科の目標に、環境に加えエネルギーに配慮すると明記され、全国的に環境やエネルギーに関する学習内容がこれまで以上に取り入れられる傾向にある。

2つ目の質問については、現在の機械科や設備システム科にエネルギーの分野を加えたものと考えていただきたい。具体的には、十和田工業高校の場合は、電気自動車やハイブリッドエンジン、バイオディーゼル燃料など次世代の電動機を学ぶとともに、燃料電池や太陽光など、環境やエネルギーについて幅広く学習する予定である。むつ工業高校の場合は、地熱や太陽光、風力などの新エネルギーを利用した設備に関する知識や技能を学習する予定である。

(清野委員)

都市環境科では、具体的にどういうことを学ぶのか。

(奈良教職員課長)

青森工業高校の都市環境科では、環境保全技術や大気環境測定などの環境影響評価について学習する予定である。

(鈴木委員長)

他に意見、質問はあるか。

なければ、議案第1号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第1号は原案どおり決定する。

議案第2号 青森県文化財保護審議会委員の人事について

(岡田文化財保護課長)

青森県文化財保護審議会委員の任期が、平成22年4月8日をもって満了となるので、委員12名を委嘱又は任命するものである。

月舘敏栄氏ほか10名は再任することとし、新たに史跡の担当として福田友之氏を委嘱するものである。

なお、委員の任期は、平成22年4月9日から平成24年4月8日までの2年間である。

(鈴木委員長)

何か意見、質問はあるか。

なければ、議案第2号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第2号は原案どおり決定する。

そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

(鈴木委員長)

3月に行った職員の懲戒処分については、資料のとおりであるが、何か質問、意見はあるか。

なければ、今回の懲戒処分の状況については了解した。

委員長選挙

(鈴木委員長)

委員長の任期が本日で満了となるので、次期委員長の選挙を行う。

選挙の方法は、青森県教育委員会会議規則第4条の規定により無記名投票と指名推薦の

2通りあるが、いかがすべきか。

(橋本教育長)

投票としたらどうか。

(鈴木委員長)

橋本教育長から投票がいいのではないかという意見があったが、いかがか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

それでは、選挙の方法は、投票とする。

事務局から投票用紙を配付させる。

【事務局投票用紙配布】

【全委員投票用紙記入】

(鈴木委員長)

これから、各委員のところに事務局が投票箱を持っていくので、投票していただきたい。

【全委員投票】

(鈴木委員長)

事務局に開票作業をお願いする。

【事務局開票作業】

(鈴木委員長)

それでは、選挙の結果を発表する。投票数6票、有効投票数6票。うち私5票、福島委員1票。

選挙の結果、委員長には私が再任されることに決定した。なお、任期は平成22年4月8日から平成23年4月7日までである。

また、委員長職務代行者については、任期に特段の定めがないことから、引き続き福島委員と島委員に務めていただくこととする。